

教員免許 復活!

～7月1日から**教員免許状**が**有効**になります!～

つまり、未更新の教員免許状が生涯有効になります。(一部例外を除く)

学生の時に
教員免許を取得。
その時は教師にはならず
そのまま免許は未更新。
先生になることが夢だった
から今からでも…

60歳で定年退職してから
親の介護等で忙しかった。
今ちょっと落ち着いたから
非常勤講師であれば
お手伝いができるかも…
免許は未更新だけれど…

教師になって5年目に
結婚・出産で退職し
そのまま免許は未更新。
子育てが落ち着いたし
そろそろ復帰してみるのも…

週に数日の勤務もあります!

教員免許更新制(以下、「更新制」という。)は、平成21年4月1日より導入され、教員免許状に一定の有効期間が付され、有効性を維持するためには更新講習の受講と免許管理者への更新等申請が必要でしたが、本制度は令和4年7月1日付で廃止されることになりました。お持ちの免許状により対応が異なりますので、まずはご連絡ください。

相模原の子どもたちのために・・・

勤務するためには常勤代替教諭・非常勤講師登録が必要です。

詳しくは相模原市教育委員会教職員人事課までご連絡ください。

相模原市教育委員会 教職員人事課 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042(769)8279〈直通〉 FAX 042(758)1470

QRコードはこちら

